○法務省告示第三百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月三十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

第二号ロの表に次のように加える。

ヤマオカ株式会社	広島県福山市南松永町三丁目七番十号	プラスチック成形

○法務省告示第三百四十一号

大分県佐伯市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十六年七月三十一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　古屋　圭司

大分県佐伯市常盤西町千七百八十九番地

増永　勝公

○財務省告示第二百三十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年七月三十一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・五トン
二	○トン
三	三トン
四	八、二一五トン
五	三八八トン
六	一トン
七	四トン
八	一トン
九	七、六八四トン
一〇	九一五トン
一一	一、五八一トン
一二	二三、一四三トン
一三	一、五九八、〇一一トン
一四	三一二、一〇八トン
一四の二	一四三、八三五トン
一五	五八トン
一六	一、〇二〇トン
一七	二九、二一〇トン
一八	三、八八三トン
一九	一八九トン
二〇	八六トン
二二	九、〇五一トン
二三	一三一トン
二四	一〇トン
二五	○トン
二六	九六四トン
二七	二、三一四トン
二八	○トン
二九	一二四トン

○財務省告示第二百三十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年七月三十一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万五千五百五十三トン
二　冷凍牛肉　七万三千八百十七トン

○厚生労働省告示第三百四号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第六条の規定に基づき、平成二十五年度の標準報酬月額修正率を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

○・九九五九七九七一

○厚生労働省告示第三百五号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき、平成二十六年八月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のように変更する。ただし、同日前の就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額であって、同条第五項及び第六項の規定による変更後の額　四千六百円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項及び第六項の規定による変更後の額　四千六百円以上一万千六百五十円以下の額

○厚生労働省告示第三百六号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、平成二十六年八月一日以後の同条第七項に規定する控除額を千二百八十六円に変更する。ただし、同日前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三百七号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百三条の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第五条及び第六条第二項の規定に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十六年八月一日から適用する。

平成二十六年七月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一条及び第二条中「平成二十六年八月」を「平成二十七年八月」に改める。

別表を次のように改める。

○財務省告示第二百三十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年七月三十一日

財務大臣臨時代理
国務大臣　新藤　義孝

平成二十六年度の初日から平成二十六年六月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十九万千五百七十七トン
二　生きている豚及び豚肉等　十九万千五百八十三トン